

クラブ会員利用規約

<名称>

クラブの名称は、**Seaside Lounge Leucadia** (以下、クラブという)と称する。

<運営>

国内通称株式会社

<目的>

本クラブは、会員が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーン（以下、「諸施設」と言う）を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

<会員種別>

クラブ会員種別は下記のとおりとし、各会員の特典についての詳細は、別途にこれを定める。ただし必要に応じ会員種別を変更する場合があります。

- 1.V I P会員（定員10名）
- 2.プレミアム会員（定員30名）
- 3.スタンダード会員（定員70名）

<会員資格>

会員は、会員規約を了承し、当クラブの会員としてふさわしく、品位と社会的信用のある方に限ります。

上記の資格に基づいた上で、各会員においては以下の入会資格により入会条件が異なります。

1.V I P会員

- ・当社社員、スタッフ、V I P会員（以下、メンバーという）2名以上のご推薦をいただいた方
社会的地位と年収があり
人徳とモラルを持ち合わせている方
入会手続きの面接をさせていただきます。

2.プレミアム会員

- ・1年以上スタンダード会員としてメンバー登録いただいた方、メンバー1名以上の推薦によりご紹介いただいた方で、今後プレミアム会員にアップする

可能性がある方

3.スタンダード会員

- ・当社社員、スタッフの推薦により紹介いただいた方

<入会金、クラブ会費>

会員の入会金およびクラブ会費（以下会費という）は次の通りとする。

支払い方法 銀行振替

お支払い頂いた会費は、如何の理由に関わらず返還しないものとします。

	入会費	月会費
V I P会員	¥ 1 0 , 8 0 0	¥ 3 0 , 0 0 0
プレミアム会員	¥ 1 0 , 8 0 0	¥ 1 5 , 0 0 0
スタンダード会員	¥ 1 0 , 8 0 0	¥ 1 0 , 0 0 0

<入会手続き>

入会にあたっては、入会費と会費の2ヶ月分（V I P会員60,000円、プレミアム会員30,000円、スタンダード会員20,000円）を支払い、所定の入会申込書をクラブへご提出ください。

<会費のお支払い>

- ・ 月会費のお支払い方法（月額の方）は銀行口座からの自動引落としのみとなります。お取引金融機関の口座番号とお届け印をご持参の上、クラブにて口座振替依頼書を記入、捺印していただきます。
最初の2ヶ月分は現金、またはクレジットカードにて入会手続き時にお支払いいただき、入会后3ヶ月目より、毎月25日に次月分の月会費をご指定口座より引き落とさせていただきます。
- ・ 一括年払いの方はクレジットカードにてお支払い願います。

<会員証>

入会後に顔写真入りのメンバーカードを発行いたします。

<利用時間・休館日>

クラブ施設の利用時間は原則として午前9：00～午後20：00とします。

ただし、季節により変化するものとします。

クラブ施設は原則として木曜日定休とさせていただきます。

また、メンテナンス等の理由で夏期・年末年始に数日間の休館日を設ける場合があります。

<サーフボード・スタンドアップボードのレンタルについて >

サーフボード・スタンドアップボードなどのレンタル備品（以下レンタル備品という）に際して次の事項を遵守するものとする。

- 1.常に安全に留意し、すべてのレンタルプログラムごとに、季節、天候、フィールドにあったウェアや装備でレンタルをしていただきます。
- 2.レンタルは予約制とし、それぞれのレンタルプログラムにおいて、適切な利用方法・マナー・トラブル対処方法をご理解・修得いただいた方にレンタルをいたします。
- 3.サーフボードレンタルについては、地元ビーチのローカリズムを尊重し、混雑のないブレイクでのサーフィン、およびサーフィンのルールを必ず守っていただきます。リーシュコードを必ず付けていただきます。
- 4.レンタル時の事故、物品の破損については全て会員自身で責任を負っていただきます。レンタル備品やクラブ施設を破損した場合には、全額弁償となる場合もあります。損害任意保険等の加入は会員自身の責任において対応をお願いいたします。
- 5.クラブが危険と判断した場合、各レンタルプログラム禁止等の指示に従っていただきます。レンタル返却時間は夏期（5月～9月）半日4時間又は一日8時間の18：00まで、冬季（10月～4月）半日4時間又は一日8時間の17：00までとし、所定の時間までに返却できない場合は必ず連絡してください。
- 6.レンタル用具は次の方が気持ちよく使用できるよう、綺麗に清掃後返却をしていただきます。
- 7.レンタル当日はクラブにて、レンタル申込書と上記内容の誓約書を必ずご本人様にご記入していただきます。誓約書をいただけない場合レンタルすることができません。なお悪天候、イベント、ツアー、プログラムの関係でレンタルの希望に添うことが出来ない場合もございますのでご了承願います。

<スタジオフィットネス プログラムの参加>

- 1.別途細則の申し込み用紙から、任意の教室を選択頂けます。また各教室には追加料金がかかります。
- 2.プログラムの構成上、途中参加はできません。
- 3.お子様、ペットの同伴はできません。
- 4.体調不良、飲酒状態での参加はお断り致します。

<各種届出>

- 1.クラブを退会される場合（更新されない場合）は、必ず「前月の10日」までにクラブへ所定の「退会届」をご提出ください。10日を過ぎますと次月の会費引落を止めることができません。
- 2.E-mailアドレス、住所、氏名、電話番号などに変更が生じた場合は、すみやかにクラブまでお申し出をお願い致します。
- 3.お取引金融機関の口座に変更がある場合は、前月の10日までに、クラブにて所定の用紙にご記入とご捺印をお願い致します。
- 4.会員種別を変更する場合は、前月の10日までに、所定の変更届にご記入いただき、会費の差額2ヶ月分をクラブへお支払願います。

<会員資格の一時停止・除名>

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、法人は会員資格の一時停止・除名を行うことができます。

- 1.クラブの名誉を傷つけた場合やクラブの秩序を乱した場合
- 2.LEUCADIA 会員規約およびその他定められた事項に違反した場合
- 3.クラブの施設、設備などを故意に損壊した場合
- 4.会費および参加費を滞納し、法人から期限を定めた勧告にも応じない場合
- 5.レンタル備品を定められた時間内に返却しない場合

会員資格の喪失

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

- 1.会員資格の有効期間が終了したとき
- 2.会員本人より、所定の退会届書提出があったとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とします

3. 会員本人の死亡
4. 登録法人の解散

＜クラブの利用・禁止事項＞

1. 会員はクラブの利用に際し、会員規約及び法人が別に定める細則に従うものとします。
2. 会員は法人の許可なくクラブ内での商業行為、政治・宗教活動、又はこれに類する行為を禁止します。
3. 法人は講習会の実施、特別行事、施設改修のため、事前に会員に通知を行った後、クラブ施設、備品のすべてまたは一部の利用を制限することができるものとします。
4. 法人の許可なくクラブ内での写真撮影は禁止いたします。
5. クラブハウスにある全施設は、登録メンバー様、体験招待チケット・1回体験ビジターを申し込みの方は誰でも、自由に利用していただけます。それ以外の方はご利用できません。（ただしカフェラウンジを除く）
6. クラブハウスはご利用者の皆様の共有スペースです。皆様で気持ちよくご利用いただけるよう心掛けてください。
7. ゴミは各自でお持ち帰り願います。
8. 持ち込みでのご飲食はご遠慮願います。（ただし、携帯行動食は除く）
9. 他のお客様にご迷惑がかかるような行為などは禁止します。特にスタジオレッスン中は静粛に願います。お子様の館内でのおしゃべり遊びその他の迷惑となる行為については保護者の方からご注意をお願いいたします。
10. クラブハウス、ラウンジ及びブティックカフェ内は終日禁煙とさせていただきます。
11. 施設内でのケガや事故、又は貴重品・手荷物などの盗難・紛失に関しましては一切の責任を負いかねます。
12. 施設付帯設備を破損・紛失した場合は、すみやかにクラブに連絡してください。原状回復にかかる費用はご利用者様の負担となります。
13. ペットをお連れの方は他の会員、お客様の迷惑や不快な思いをされるような行為は謹むよう願います。

＜クラブ施設の閉鎖・変更＞

- 1.天変地変、著しい社会情勢の変化、及びその他やむを得ない事由が生じた場合、法人はクラブを閉鎖することを余儀なくします。
- 2.法人は必要に応じて、施設内容の変更を行うことがあります。

＜責任事項＞ クラブ内および駐車場で発生した、盗難その他の事故について、クラブおよび法人は一切の責任を負いかねます。

＜諸料金の変更＞ クラブは会員が負担する諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更できるものとします。

＜施設の閉鎖・利用制限＞

法人及び、クラブは協議の上、下記の内容に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部を閉鎖、または、利用制限を行う場合があります。

- 1.天候・災害・その他により、開館が不可能と認められる場合。
- 2.本施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。
- 3.本クラブの主催する特別行事を開催するとき。
- 4.法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。
5. 経営上、必要と認められたとき。

＜免責事項＞ 会員・ビジターにおいて、本施設利用時、本施設の安全性の維持管理ないし構造上の問題、施設使用に付随する業務遂行により生じた事故以外については、本クラブは一切賠償の責を負わないものとします。

＜細則＞ 本規約に定めていない事項、業務上必要と認められる細則は法人がこれを定めます。

＜改正＞ クラブ会員規約の改正は、法人が必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。